

福井県報

第 2936 号
平成 30 年
7 月 3 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1800円郵送料共

目次

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更認

証の申請(四件・女性活躍推進課) ……1

○政府調達に関する協定の適用を受け
る調達契約に係る一般競争入札の美
施(警察本部通信指令課) ……11

教育委員会告示

○平成三十年度福井県立高等学校後期
編入学者選抜実施要項(定時制の課
程および通信制の課程)(二・高校
教育課) ……14

公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施(九
五・生活環境課) ……17

福井県市町村職員共済組合公告

○福井県市町村職員共済組合の平成二
十九年度決算の要旨 ……18
○公立大学法人福井県立大学公告
○一般競争入札の実施 ……19

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月3日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日
平成30年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1) 名称
特定非営利活動法人ケアサポート・春駒
- (2) 代表者の氏名
橋本 達昌
- (3) 主たる事務所の所在地
福井県越前市天王町1番23号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、元料亭春駒を有効活用し、地域に暮らす子どもたちや高齢者そして障害児・者たちに対して、その人たちの人権が尊重され、地域で生き生きと生活できることを目指して、小規模・多機能・地域密着型の福祉事業の展開を行い、新しいコミュニケーションの創造に寄与する

ことを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

- (1) 縦覧に供する期間
平成30年6月21日から平成30年7月20日まで
- (2) 縦覧に供する場所
福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアアセンター内

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月3日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日
平成30年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1) 名称
特定非営利活動法人福井教育支援センター
- (2) 代表者の氏名
上木 信弘
- (3) 主たる事務所の所在地
福井県福井市若杉町第28号10番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、福井県内の教育関係者、保護者および児童生徒に対して、授業技量および教育技術向上のための研修会、各種体験教室、教育や子育てに係わる情報提供サービス等の支援事業を行い、学校、家庭および地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間
平成30年6月21日から平成30年7月20日まで

- (2) 縦覧に供する場所
福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアアセンター内

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月3日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日
平成30年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1) 名称
特定非営利活動法人中池見ねっと
- (2) 代表者の氏名
坂口 慶一
- (3) 主たる事務所の所在地
福井県敦賀市
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、敦賀市の大切な資産である中池見湿地に関して、保全と管理に関する事業などを行い、絶滅危惧種を含む生物多様性の保全及び湿地の持続可能な利用を図り、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所
(1) 縦覧に供する期間

平成30年6月21日から平成30年7月20日まで

- (2) 縦覧に供する場所
福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年7月3日
福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日
平成30年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人小さな種・こころ
- (2) 代表者の氏名
清水 孝次
- (3) 主たる事務所の所在地
福井県鯖江市住吉町一丁目1番19号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者の雇用促進と就労支援の拡充および地域住民のふれあいの場を提供する事業などを行い、もって福祉の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

- (1) 縦覧に供する期間
平成30年6月21日から平成30年7月20日まで
- (2) 縦覧に供する場所
福井県総合政策部ふるさと県民局女性

活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月3日
福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
通信指令支援システム更新に係る機器賃借、機器設置および保守委託業務一式（長期継続契約）
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部5階通信指令室および別途指示する場所
- (4) 設置期限
平成31年2月28日
- (5) 機器賃借および保守委託期間
平成31年3月1日から平成37年2月28日

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 入札の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立ておよび破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) この入札に係る業務を履行する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対し資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができな

い者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付
(1) 入札説明書等の交付場所ならびに契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部生活安全部通信指令課
電話 0776-22-2880

(2) 入札説明書等の交付期間

- 平成30年7月3日(火) から平成30年7月17日(火) まで(福井県の休日を含める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあっては、入札説明書様式1)に、入札参加資格を有することを証明する資料その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間
平成30年7月3日(火) 午前9時から平成30年7月17日(火) 午後5時まで
- (2) 申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。(紙入札者は、書面にて契約担当者へ送付する。)

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用

者登録したものである。

- (3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法
ア 提出方法
持参または郵送(簡易書留郵便に限る。)すること。
- イ 提出場所
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部生活安全部通信指令課

6 入札書の提出方法および提出期間

- (1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。
- (2) 入札書の提出期間
平成30年8月20日(月) 午前8時30分から平成30年8月21日(火) 午後4時まで
- (3) 紙入札者に係る入札書の提出方法等
ア 入札書の提出方法

入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札書の提出期間内に持参して提出すること。

なお、電報または電送による入札書の提出は、認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限等

- (ウ) 提出期限
平成30年8月21日(火) 午後4時(期限までに必ず到着させること。)
- (イ) 提出方法
簡易書留郵便による。
- (ウ) 提出先
〒910-8515
福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課

7 開札の日時および場所

- (1) 日時
平成30年8月22日(水) 午前10時
- (2) 場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部入札室

8 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を72で除した金額(月額)の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(6) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期
福井県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

- 〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務事務第三グループ
電話 0776-22-0253

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

A lease, set up and maintenance of police command communications system in Fukui prefectural police

(2) Delivery place
3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture

Fukui prefectural police headquarter
5F commander's room, etc.

(3) Date, time of bidding
10:00 August 22th, 2018

(4) Period of contract
From 1st March 2019 to 28th February 2025

(5) Contract point for the notice
Commanding Division, Fukui

prefectural police headquarter, 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8515 Japan.

TEL0776-22-2880 (extension 3614)

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第2号

平成30年度福井県立高等学校後期編入学
者選抜実施要項(定時制の課程および通信制
の課程)を次のように定める。
平成30年7月3日

福井県教育委員会

平成30年度福井県立高等学校の定時制の
課程および通信制の課程の後期編入学者の選
抜は、この要項の定めるところにより実施す
る。

第1 募集

1 募集する学校・学科

下記の学校・学科において、欠員数等に
応じて募集する。

定時制の課程	通信制の課程
学校名	学校名
学科名	学科名
丸岡	普通(昼間)
大野	普通(昼間)
鯖江	普通(昼間)
武生	普通(昼間)
敦賀	普通(昼間)
若狭	普通(昼間)
	普通(午前)
	普通(午後)
道守	普通(夜間)

2 応募資格

後期編入学を志願できる者は、次のい
れかに該当する者とする。
ア 高等学校またはこれに準ずる学校に在
籍したことがある者

イ 高等学校に準ずる学校に在籍してい
る者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部
省令第11号)第95条第1号および第
2号のいずれかに該当する者で、平成3
0年4月以降に帰国または入国した者

第2 受験に関する事前相談

(1) 編入学を志願する者(以下「志願者」
という。)および保護者は、8月9日(木)
から8月27日(月)までの間に、
志願先の高校において、出願や編入学後
の教科・科目の履修等について、事前に
説明を受けること。ただし、志願者が成
人の場合、保護者の同伴は不要とする。

(2) 事前相談に当たっては、志願者は、前
籍校(過去に在籍していた学校あるいは
現在在籍している学校。以下同じ。)に
おいて作成した「学籍および単位修得証
明書(様式編入第2号)」および「在籍
した学年の3(4)カ年間の教育課程表

」を、志願先の高校に持参する。ただし
、応募資格のウに該当する者は、前籍校
における成績を証明する書類(日本語ま
たは英語で作成)をもって「学籍および
単位修得証明書」に代えることができる
。

(3) 志願先の高校の校長は、志願者が持参
する「学籍および単位修得証明書」をも
とに、応募資格を確認し、編入学後の学
校生活等について相談に応じるものとす
る。

第3 出願

1 出願期間

(1) 出願の受付期間は、平成30年8月2
8日(火)および8月29日(水)の両
日とする。

(2) 受付時間は、8月28日(火)は午前
9時から午後4時までとし、8月29日
(水)は午前9時から正午までとする。

(3) 郵送により出願する場合は、出願受付
期間内(ただし、8月29日(水)は正
午までとする。)に到着したものに限り
、受け付ける。この場合においては、受
験票返送用として、あて先を記入し書留
郵送に必要な切手を貼った封筒を同封す
ること。

2 出願手続等

(1) 出願は、一人1校1課程1学科に限る
。

(2) 志願者は、出願期間中に、次の書類を
志願先の高校の校長に提出すること。

ア 福井県立高等学校編入学願書および

受験票(様式編入第1号)

イ 単位修得および成績証明書(様式編
入第3号)

ただし、イについては、前籍校におい
て嚴封されたものであること。

(3) 編入学願書には、入学審査料として、
1. 500円分の福井県証紙を貼り付け
ること。この場合において、その証紙に
消印をしてはならない。

(4) 志願先の高校の校長は、編入学願書等
の提出を受けた場合において、適正であ
ると認めるときは、これを受理し、受験
番号を付した上で、志願者に受験票を交
付する。

(5) 志願先の高校の校長は、編入学願書の
受付期間中の両日、その日の受付終了後
速やかに、編入学願書の受付数をフレッ
シミリで福井県教育委員会に報告すると
ともに、校内に掲示する。

なお、電話等による出願者数の照会に
は、応じないものとする。

第4 学力検査等

1 学力検査等の実施

(1) 編入学者選抜の資料とするため、学力
検査等を実施する。

(2) 学力検査等は、平成30年9月4日(火)
に、編入学願書を提出した高校にお
いて実施する。

(3) 定時制の課程においては、国語・英語
・数学の3教科の学力検査および面接を
実施し、通信制の課程においては、面接
のみ実施する。

2 編入学者の選抜

志願先の高校の校長は、提出書類および
学力検査等の結果を資料として、編入学
者を選抜する。

3 合格者の発表

志願先の高校の校長は、平成30年9月
5日(水)の午後4時に、合格者の受験番
号を校内において掲示し、その後、合格
者に通知するものとする。
また、合格者の決定後速やかに、合格者

数をアークシミリで福井県教育委員会に報告するものとする。

様式編入第1号 (A4判横)

福井県立高等学校編入学願書

受験番号	※
------	---

志願高校	福井県立 高等学校 課程 科 (昼間・午前・午後・夜間) 部				
応募資格に係る学歴	学校	課程	科	第 卒 退 学 業 学	学年
本人	ふりがな				
	氏名				印
	現住所				
保護者	生年月日	昭和・平成	年	月	日
	性別				
保護者	氏名(続柄)				印
	現住所				
上記のとおり編入学を志願します。					
平成 年 月 日					
福井県立 高等学校長 様					

入学審査料の証紙はり付け欄
(消印をしないこと。)

受 験 票

受験番号	※	性別	
ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日
志願高校	※	福井県立	高等学校
学力検査	※	平成	年 月 日
<p>受験者の心得</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 早めに受験会場に行き、担当者の指示に従うこと。 2 携行品：受験票、上ばき、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規など。 分度器および分度器機能付きのものは、使用できない。 3 下敷きは、担当者の許可を受けて使用すること。 4 時計は、計時機能だけのものに限る。 5 携帯電話等を持ち込まないこと。 <p>※通信制の課程においては、面接のみ実施します。</p>			

(裏面)

学力検査日程表

9:00	定時制	通信制	
	出欠調査		
9:15	注意		
	休憩		
9:20	国語	面接	
	休憩		
10:00	英語		
10:20	休憩		
	数学		
11:00	数学		
11:20	休憩		
	数学		
12:00	昼食		
13:00	面接		

編入学願書記入上の注意

- ※印欄は、記入しないこと。選択をする欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 「応募資格に係る学歴」の欄は、過去に在籍した学校または現在在籍している学校についてその在籍状況を記入すること。
- 氏名は、住民票に記載されているとおりの氏名を、かい書で記入すること。
外国人の場合は、外国人登録証明書または在留カードに登録されているとおりの氏名を記入すること。
- 「保護者」の欄の続柄は、本人との続柄とし、例えば、「父」のように記入すること。
- 出願時に20歳以上の者は、「保護者」の欄への記入は要しない。
- 入学審査料として、1,500円の福井県証紙をはり付けること。

学籍および単位修得証明書

事前相談用

学籍の記録	ふりがな 氏名 生年月日 昭和・平成 年 月 日 性別 現住所 都道府県 市区町村 所在地 在籍・卒業等 平成 年 月 日 入学・編入学等 平成 年 月 日 学校名(学科名) () 入学・編入学 平成 年 月 日 学年編入学 平成 年 月 日 学年在籍卒業 平成 年 月 日 入学 平成 年 月 日 卒業 平成 年 月 日 退学																																																																																																																																																								
各教科・科目等の単位修得の記録	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">教科・科目</th> <th colspan="4">修得単位</th> <th rowspan="2">修得の単位数</th> <th rowspan="2">教科・科目</th> <th colspan="4">修得単位</th> <th rowspan="2">修得の単位数</th> </tr> <tr> <th>第1学年</th> <th>第2学年</th> <th>第3学年</th> <th>第4学年</th> <th>第1学年</th> <th>第2学年</th> <th>第3学年</th> <th>第4学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国語</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>外国語</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地理歴史</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>家庭情報</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公民</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>数学</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>理学</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>科学</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>体育</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>芸術</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>総合的な学習の時間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>小計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	教科・科目	修得単位				修得の単位数	教科・科目	修得単位				修得の単位数	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	国語						外国語						地理歴史						家庭情報						公民												数学												理学												科学												体育												芸術												総合的な学習の時間												小計												合計											
教科・科目	修得単位				修得の単位数	教科・科目			修得単位					修得の単位数																																																																																																																																											
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年																																																																																																																																															
国語						外国語																																																																																																																																																			
地理歴史						家庭情報																																																																																																																																																			
公民																																																																																																																																																									
数学																																																																																																																																																									
理学																																																																																																																																																									
科学																																																																																																																																																									
体育																																																																																																																																																									
芸術																																																																																																																																																									
総合的な学習の時間																																																																																																																																																									
小計																																																																																																																																																									
合計																																																																																																																																																									
上記の記載事項に誤りがないことを証明する。 平成 年 月 日 学校長 記載責任者 印 印																																																																																																																																																									

様式編入第3号 (B4判横)

単位修得および成績証明書										受験番号	※	
学籍の記録												
ふりがな氏名					性別		現住所	都道府県	市郡区	町村	番地	
学校名(学科名)							平成	年	月	日	在退卒業	
各教科・科目等の学習の記録												
教科・科目		評定	評定	評定	評定	教科・科目		評定	評定	評定	評定	数の計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	修得単位
国語						外国語						
地理歴史						家庭情報						
公民												
数学												
理科												
保健体育												
音楽						総合的な学習の時間						
美術						小計						
書道						合計						

総合的な学習の時間の記録								
学習活動								
評価								
特別活動の記録								
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
総合所見および指導上参考となる諸事項								
第1学年								
第2学年								
第3学年								
第4学年								
出欠の記録								
学年	区分	授業日数	出席停止・欠席等の日数	留学中の授業日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数	備考
1								
2								
3								
4								
本書の記載事項に誤りがないことを証明する。								
平成 年 月 日								
校長 印								
記載責任者 印								

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第95号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第6条に基づき法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成30年7月3日

福井県公安委員会

委員長 有馬 義一

- 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	新規取得講習	平成30年8月20日(月)から平成30年8月27日(月)まで	20名
	追加取得講習	平成30年8月23日(木)から平成30年8月27日(月)まで	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	新規取得講習	平成30年8月20日(月)から平成30年8月24日(金)まで	20名
	追加取得講習	平成30年8月23日(木)から平成30年8月24日(金)まで	

(日曜日および土曜日を除く。)

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビ

ックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のい

れかに該当する者とする。

- (1) 3号警備業務
ア 新規取得講習
- (イ) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (イ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者
- (イ) 検定規則附則第3条の規定による陸止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (イ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者
- イ 追加取得講習
- 3号警備業務の区分以外の警備員指

- 導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、アの各号のいずれかに該当する者
- (2) 4号警備業務
ア 新規取得講習
最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 追加取得講習
- 4号警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 4 受講申込みの手続
- (1) 受付期間
平成30年7月9日（月）から同年7月20日（金）までの午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める「国民の祝日」を除く。）。
- なお、定員になり次第受付を終了する。
- (2) 受付場所
福井県内の警察署
- なお、本人が直接申請することし、郵送や代理人による申請は認めない。
- (3) 提出書類
ア 共通
- (イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通
- (イ) 追加取得講習の受講を希望する者

- にあつては、資格者証等の写し 1通
- イ 3号警備業務
- (イ) 3(1)ア(イ)に該当する者
a 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
b 履歴書 1通
- (イ) 3(1)ア(イ)に該当する者
当該警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (イ) 3(1)ア(ウ)に該当する者
a 当該警備業務に係る2級検定合格証の写し 1通
b 警備業務従事証明書 1通
- (イ) 3(1)ア(エ)に該当する者
当該警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (イ) 3(1)ア(オ)に該当する者
a 当該警備業務に係る旧2級検定合格証明書の写し 1通
b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 4号警備業務
- (イ) 警備業務従事証明書 1通
- (イ) 履歴書 1通
- (4) 手数料
ア 3号警備業務
(イ) 新規取得講習 38,000円
(イ) 追加取得講習 14,000円
- イ 4号警備業務
(イ) 新規取得講習 34,000円
(イ) 追加取得講習 10,000円

に相当する福井県証紙を警備員指導教育責任者講習申込書に貼り付けること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。

- 5 講習に関する問合せ先
福井県警察本部生活安全部生活環境課
電話0776-22-2880（内線3192、3187）または各警察署生活安全課（係）
- 6 その他
(1) 委託先
本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 修了考査
講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

福井県警備業協会

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。
平成30年7月3日

- 福井県市町村職員共済組合
理事長 東村 新一
- 1 組合に属する地方公共団体の数は、市町17団体、一部事務組合等23団体の計40団体である。
- 2 組合員数、標準報酬の月額および被扶養者数は次のとおりである。

組合員数	一般 (うち特別職)		市町村長	特定消防	市町村長 長期	任意継続	計
	長期	短期					
	2,962,740 (24,710)	3,030,360 (27,810)	16	1,103	1	114	9,483
標準報酬の月額	359,164円 (588,333円)	367,361円 (662,143円)	620,000円	374,134円	620,000円	-	361,399円
組合員 1人当たり 標準報酬の月額	367,361円 (662,143円)	872,500円	374,134円	750,000円	750,000円	328,088円	368,569円
被扶養者数	5,944	16	1,659	-	-	48	7,667
組合員 1人当たり 被扶養者数	0.72	1.00	1.50	-	-	0.42	0.81

(単位：人、千円)

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	13	2	4	3	1
					23

4 各経理単位別収支状況および資産の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

収入	短期	厚生年金 金保険	退職等 年金	経過的 長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
	負担金・掛金	5,180,266	12,123,951	782,621	43,928		112,793	227,299			
事業収入								203,437		16,800	435
補助金等収入	111,800										
他経理より繰入金						20,910	3,544	20,000		10,000	
利息及び配当金	364					1,114	3,029	3,865	598,888		
連合会交付金	365,178					57,539				129	
前年度繰越支払準備金	360,248										
その他の収入	14,696					34	31	160			
計	6,032,552	12,123,951	782,621	43,928	11,317	192,390	233,903	227,462	598,888	26,929	435

<p>(2) 契約内容 入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。</p> <p>(3) 契約期間 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで（60ヶ月）</p> <p>(4) 納入場所 入札説明書等による。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき定める競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。</p> <p>(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成24年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。</p> <p>(4) 福井県内に、本店、支店、営業所または事業所がある者であること。</p> <p>(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者</p>	<p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者</p> <p>ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者</p> <p>エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者</p> <p>オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>3 入札説明書等の交付 (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先 〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 公立大学法人福井県立大学財務企画課 電話 0776-61-6000</p> <p>(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、本学ホームページで公開する。</p> <p>4 資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 申請書の提出期限 平成30年7月12日（木）15時まで</p> <p>(2) 申請書の提出方法</p>	<p>持参または郵送すること。郵送の場合には提出期限必着とする。</p> <p>(3) 提出先 3(1)と同様とする。</p> <p>5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時 (1) 入札書の提出方法 持参すること。</p> <p>(2) 入札および開札の場所ならびに日時 ア 場所 公立大学法人福井県立大学図書館棟 会議室 イ 日時 平成30年7月18日（水）9時30分</p> <p>6 入札方法 (1) 入札書に記載する金額は、5年間の見積金額を60で除した額の108分の100に相当する額とすること。</p> <p>(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 落札者の決定の方法 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>8 その他 (1) 入札保証金および契約保証金 公立大学法人福井県立大学契約事務取</p>	<p>扱細則の規定による。</p> <p>(2) 入札の無効 公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。</p> <p>(3) 契約書作成の要件 要</p> <p>(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。</p> <p>(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。</p>
---	--	---	---

平成三十年七月三日印
平成三十年七月三日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福井県
株式会社
株竹下印刷所

☎三三三二番